関東信越税理士会
熊谷支部６月例会次第

日時　平成２４年６月１９日(火)
午後１時２０分～
場所　ホテルガーデンパレス

１．会務報告

(1)５月　７日(月)	例会・署との協議会	於　ホテルガーデンパレス
(2)５月　７日(月)	支部研修部会	於　ホテルガーデンパレス
(3)５月　７日(月)	支部監事会・予算編成会議	於　支部事務局
(4)５月　７日(月)	顧問相談役会	於　いづみ寿司
(5)５月　９日(水)	熊谷法人会深谷支部報告会	於　新楽
(6)５月１４日(月)	支部理事会	於　日本政策金融公庫
(7)５月１８日(金)	本会理事会・支部長会	於　パレスホテル大宮
(8)５月２１日(月)	熊谷法人会定期総会	於　ホテルガーデンパレス
(9)５月２２日(火)	熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会	於　熊谷市立商工会館
(10)５月２３日(水)	支部総務部会	於　支部事務局
(11)５月２４日(木)	熊谷商工会議所表彰式	於　ホテルガーデンパレス
(12)５月２４日(木)	熊谷税務署管内青色申告会連合会総会	於　埼玉グランドホテル深谷
(13)５月３１日(木)	大里地区租税推進協議会	於　埼玉県産業技術センター
(14)５月３１日(木)	正副支部長・地域長会議	於　支部事務局
(15)６月　４日(月)	県連支部長・常務理事会・理事会	於　埼玉県税理士会館
(16)６月　５日(火)	熊谷法人会青年部総会	於　マロウドイン熊谷
(17)６月　６日(水)	正副支部長・署との協議会	於　熊谷税務署
(18)６月　７日(木)	ソフトボール部結成式	於　つがる
(19)６月１１日(月)	熊谷関税会定期総会	於　ホテルガーデンパレス
(20)６月１１日(月)	大里地域税政協議会定期総会	於　ホテルガーデンパレス
(21)６月１１日(月)	電子申告推進特別委員会	於　支部事務局
(22)６月１９日(火)	総務部会・福祉共済部会	於　ホテルガーデンパレス

２．会務予定及び連絡事項

(1)例会・地域例会・署との協議会
　日時　　６月１９日(火)午後１時２０分～
　場所　　ホテルガーデンパレス

(2)第３２回定期総会
　日時　　６月１９日(火)午後３時３０分
　場所　　ホテルガーデンパレス

(3)熊谷青色申告会通常代議員総会
　日時　　６月２１日(木)午後５時００分～
　場所　　マロウドイン熊谷

(4)本会総会
　日時　　６月２２日(金)午後１時３０分～
　場所　　パレスホテル大宮

(5)県連総会
　日時　　７月１９日(木)午後１時３０分～
　場所　　パレスホテル大宮

(6)正副支部長・署との協議会
　日時　　８月１日(水)午後４時００分～
　場所　　熊谷税務署会議室

(7)正副支部長・地域長会議
　日時　　８月１日(水)午後５時００分～
　場所　　支部事務局

（8）支部親睦ゴルフ大会
日時　　9月14日(金)8時35分スタート
場所　　熊谷ゴルフクラブ

3．その他の協議報告事項
（1）理事会報告　　支部例会時間延長について
例会時間(地域例会含む)を10分間延長し、40分間とします。
（2）農業法人化推進事業に係る支部派遣相談員
森田正男会員

4．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項
（1）関東信越税理士会情報
（2）埼玉県税理士会支部連合会情報
（3）熊谷支部各部会情報
（4）その他

5．支部会員入会・転入・転出・異動等
新規入会
神山隆夫（平成24年5月24日登録・税務支援対策部・深谷地区）
〒366-0041　深谷市東方3390－3
TEL　532－8555

6．次回例会予定
＊7月例会はありませんのでご注意下さい。
日時　8月7日(火)　午後3時50分～4時30分　支部例会
4時30分～5時00分　署との協議会
5時00分～納涼会
場所　ホテルガーデンパレス
＊バス　午後3時30分　熊谷駅南口・熊谷市役所発

支部研修
日時　8月7日(火)　午後1時45分～3時45分
場所　ホテルガーデンパレス
内容　国税通則法
講師　大宮支部　税理士　秋山典久氏
＊バス　午後1時10分　熊谷駅南口・熊谷市役所発

支部会員名簿正誤表

原　靖会員	携帯番号	090－2624－0849→　090－1049－8179
小田部安彦会員	事務所名	小川宏之税理士事務所→　山川宏之税理士事務所
荒木茂人会員	登録番号	328376→　118526
黒須克仁会員	〃	297675→　109409
橋本則彦会員	〃	297916→　106094
三村万造会員	〃	279831→　29513

7．支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス
http://www.sakitama.or.jp/tains-k/

＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。
＊5月14日開催の第1回理事会資料及び第32回定期総会資料も掲載してあります。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
２４．　７．　５（月）	寺山智久	
２４．　７．　９（月）	中澤仁之	
２４．　７．１２（木）	中野敦夫	
２４．　７．１９（木）	中村文男	
２４．　７．２３（月）	濱野高志	
２４．　７．２６（木）	福島繁夫	
２４．　７．３０（月）	横村乂彦	
２４．　８．　２（木）	新井政雄	
２４．　８．　６（月）	黒瀬　進	
２４．　８．　９（木）	橋本則彦	
２４．　８．２０（月）	小林賢一郎	
２４．　８．２３（木）	山本文子	
２４．　８．２７（月）	吉橋　徹	
２４．　８．３０（木）	相原信夫	
２４．　９．　３（月）	氏家健二	
２４．　９．　６（木）	岡本祐一	
２４．　９．１０（月）	相馬広明	
２４．　９．１３（木）	曽根和也	
２４．　９．２０（木）	納見　宏	
２４．　９．２４（月）	野本年信	
２４．　９．２７（木）	西田政隆	
２４．１０．　１（月）	松島宏明	
２４．１０．　４（木）	本塚雄一郎	
２４．１０．１１（木）	吉留良平	

＊午後１時３０分～４時００分

＊原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。
（相談があった場合は電話にてご連絡します。）

平成２４年6月１９日

会　員　各　位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長　　渡辺　　実
副支部長　　内田　守一
福祉共済部長　長谷部好一

熊谷支部ゴルフコンペのご案内

皆様方におかれましては、益々ご健勝のことお慶び申し上げます。
さて、昨年同様、熊谷支部主催のゴルフコンペを下記のとおり開催致します。
何かとお忙しいこととは存じますが、多くの皆様方にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

記

日　　時　：　平成２４年９月１４日（金）
場　　所　：　熊谷ゴルフクラブ
　　埼玉県熊谷市石原１４３１　　TEL　０４８－５２１－５４１１
集合時間　：　AM７：５０
スタート　：　AM８：３５（OUT・IN同時スタート、５組づつ計１０組を予定）
会　　費　：　５，０００円
プレー代　：　各自精算（昼食代等を含む）お願いします。
競技方法　：　新ペリア方式による１８ホールストロークプレー
※表彰式は、競技終了後にゴルフ場クラブハウスにて行う予定です。

参加ご希望の方は、ご連絡を７月３１日（火）までに支部事務局宛にお願い致します。
TEL　０４８－５２１－３３１２　　FAX　０４８－５２１－９６１２

９月１４日（金）の熊谷支部ゴルフコンペに

参加します。

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成２４年6月１９日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長　渡 辺　実
地 域 長　林　法 政
副支部長　萩 原 直 幸
研 修 部 長　曽 根 和 也

税理士会36時間規定研修

平成２４年度支部研修会のご案内

拝啓　肌に汗ばむ季節となりましたが、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時　平成２４年８月７日（火）午後１時４５分～３時４５分
受付　午後１時１５分～
場所　ホテルガーデンパレス
内容　国税通則法
講師　大宮支部　税理士　秋山典久氏
対象　税理士会会員及び事務所職員
バス　午後１時１０分に下記の２カ所よりバスが発進します
　熊谷市役所付近　熊谷駅南口
単位　２単位　受講ｶｰﾄﾞを忘れないようにして下さい
★ ７月２０日（金）までに支部事務局宛
お申し込み下さい。
きりとり不要　ＦＡＸ ０４８－５２１－９６１２

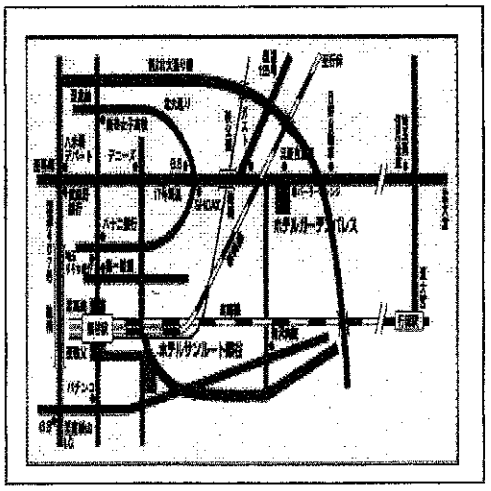

平成２４年８月７日の支部研修会出席人数は

会員　　名　事務所職員　　名　合計　　名

会員事務所名

電子申告利用状況　アンケート結果

電子申告推進特別委員会

≪アンケート調査内容≫

実施日 平成24年4月19日～27日
平成24年5月31日～6月6日(未回答者再送)

対象者 関東信越税理士会熊谷支部会員(157名)に対して実施

回答者 105名 (回答率67%)

実質回答者(同一事務所回答含む)　127名 (回答率81%)

アンケート回答状況

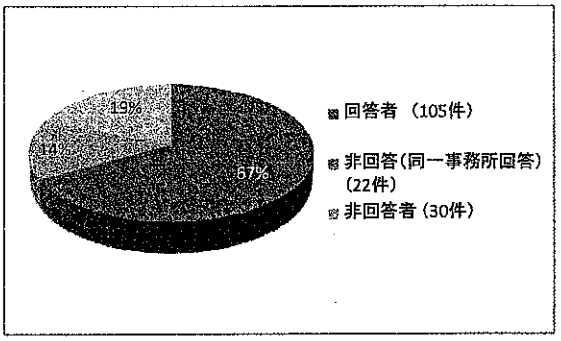

第1問　電子証明書を持っていますか？ (105件中)

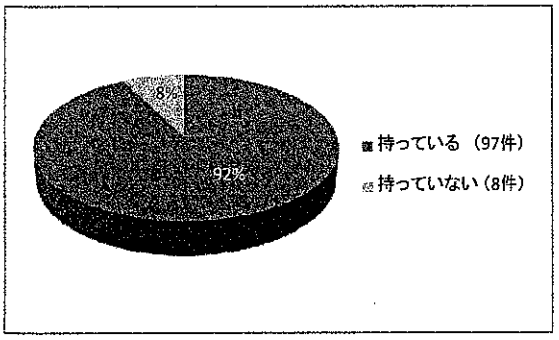

第2問　使用している会計ソフト(複数回答あり) (単位:件)

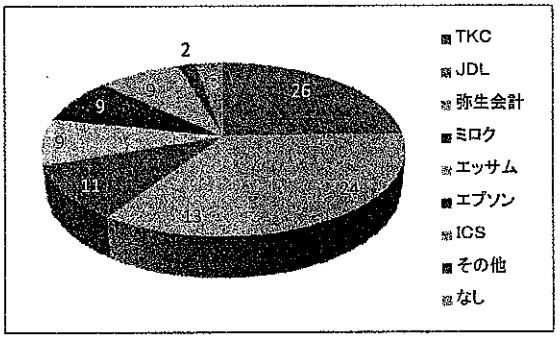

第3問　電子申告を行っていますか？ (105件中)

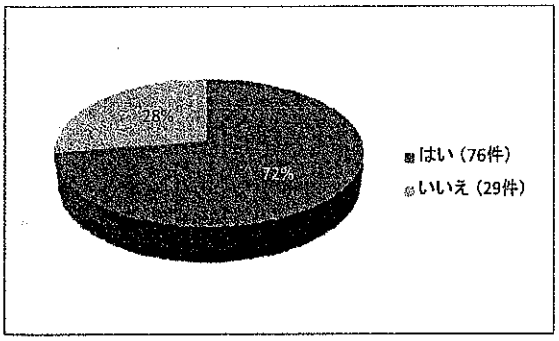

第4問　電子申告の利用割合 (75件中・1件無回答) (単位:件)

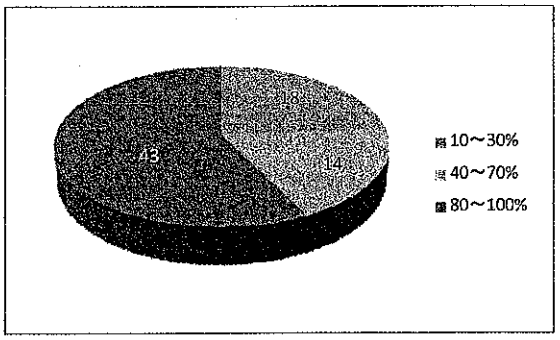

第5問　電子申告実施の申告・届出 (76件中) (単位:件)

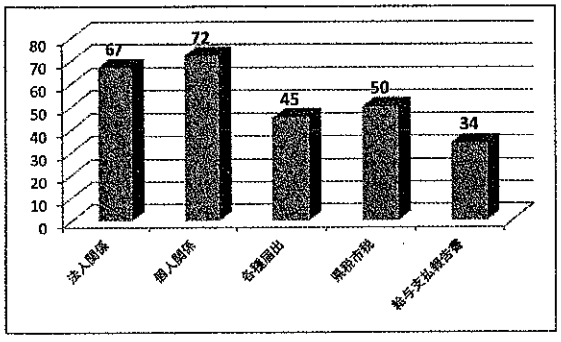

第6問　電子申告を行わない理由(29件中・複数回答あり)

(単位:件)

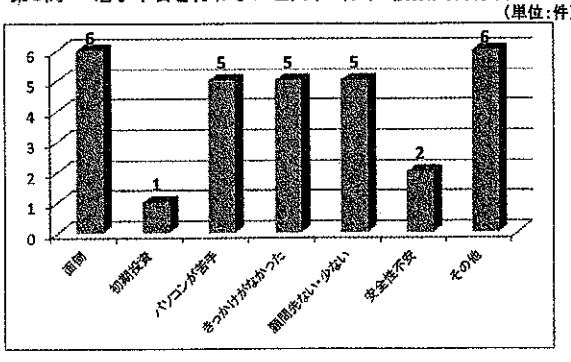

電子申告を行っていますか？	電子申告の利用割合	電子申告実施の申告・届出

TKC

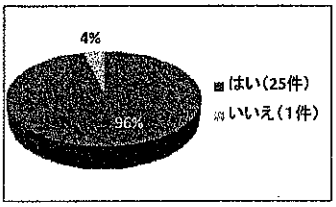

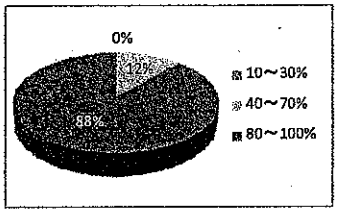

（単位：件）

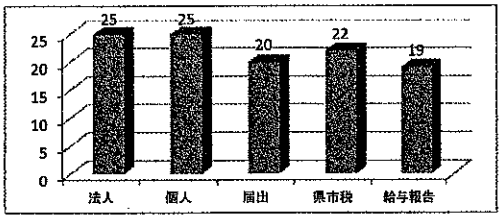

JDL

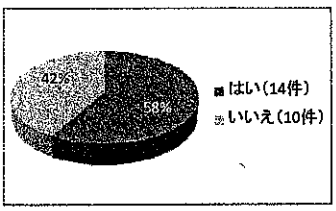

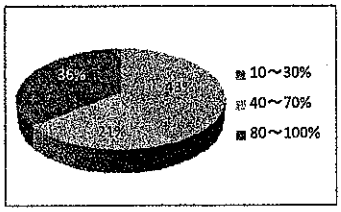

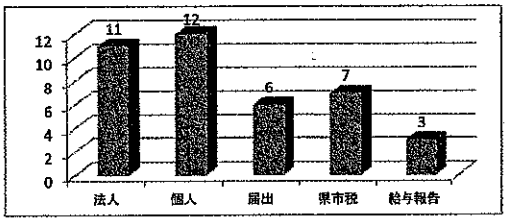

弥生会計

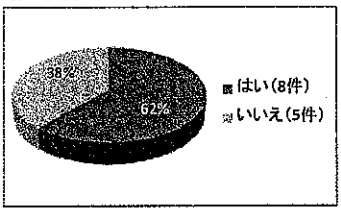

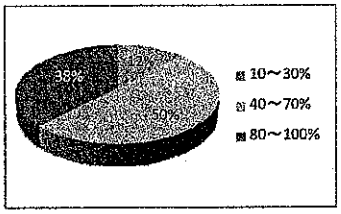

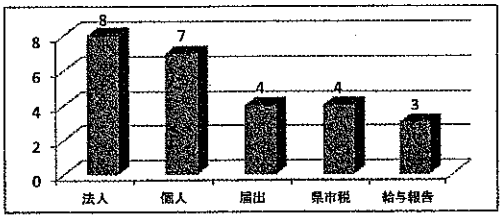

ミロク

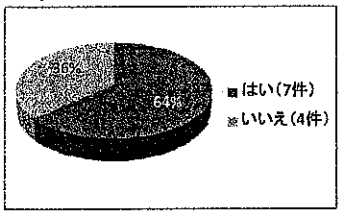

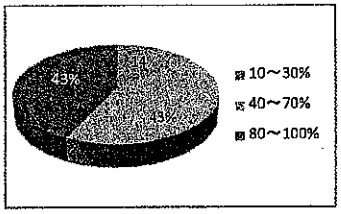

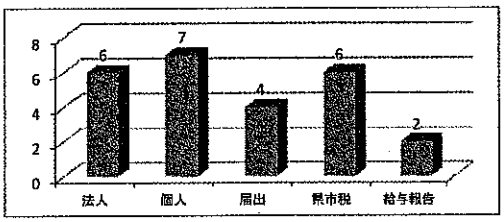

エッサム

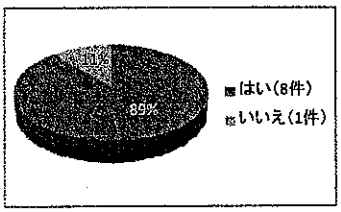

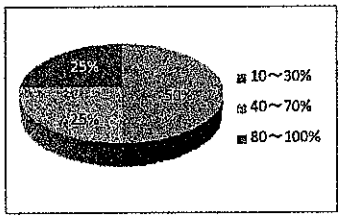

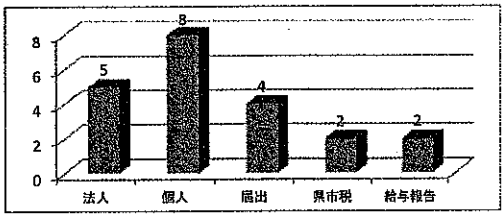

エプソン

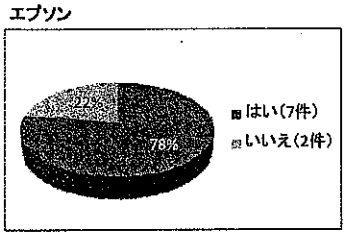

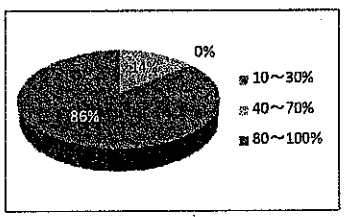

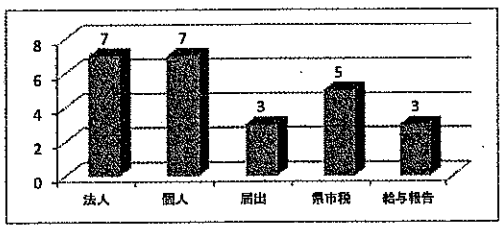

ICS

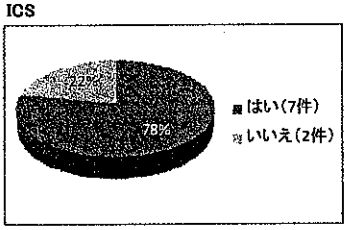

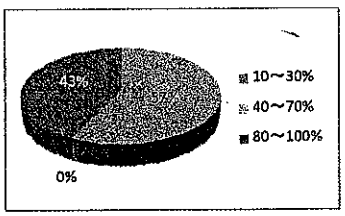

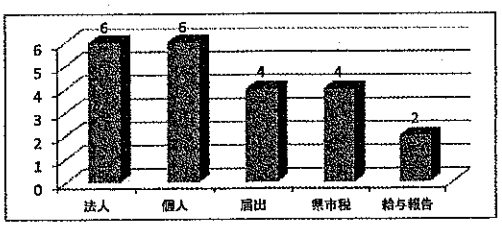

参考資料

24.5.18
理事会
支部長会合同会議資料

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定しました

平成24年4月20日

本日、内閣府・金融庁・中小企業庁は、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定しましたので、公表します。

1.経緯

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、本日、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、古川経済財政政策担当大臣、自見金融担当大臣、枝野経済産業大臣による3大臣会合が行われ、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定しました。

政策パッケージの概要

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、以下の取組を強力に進めることとし、関係省庁・関係機関と連携し、早急にその具体化を図ります。

1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化
3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

別紙

- 別紙1
- 別紙2

（本発表資料のお問い合わせ先）
中小企業庁経営支援部経営支援課長　丸山 進
担当者:高橋、篠山、飯村、大友
電話:03-3501-1511（内線 5331）
電話:03-3501-1763（直通）

中小企業庁事業環境部金融課長 三浦 章豪
担当者:伊藤、宮野
電話:03-3501-1511（内線:5271）
03-3501-2876（直通）

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 電話:03-3501-1511（代表）
Copyright 2005,The Small and Medium Enterprise Agency,All Rights Reserved.

平成２４年４月２０日
内閣府・金融庁・中小企業庁

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、以下の取組みを強力に進めることとし、関係省庁・関係機関と連携し、早急にその具体化を図る。

さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する。

１．金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融機関は、自助努力による経営改善や抜本的な事業再生・業種転換・事業承継による経営改善が見込まれる中小企業に対して、必要に応じ、外部専門家や外部機関、中小企業関係団体、他の金融機関、信用保証協会等と連携を図りながらコンサルティング機能を発揮することにより、最大限支援していくことが求められている。

このため、金融庁は、以下の取組みを行うことにより、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促す。

① 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリング（「出口戦略ヒアリング」）を実施する。

② 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨を監督指針に明記する。

（注）今般の東日本大震災により大きな被害を受けている地域においては、中小企業の置かれている厳しい状況や中小企業のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能の発揮が強く求められている。また、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構も整備されている。こうした点を踏まえ、事業再生に当たっても、被災地の実情を十分に配慮した中長期的・継続的な支援が期待される。

２．企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、企業再生支援機構（以下、「機構」という。）や中小企業再生支援協

議会（以下、「協議会」という。）を通じて、事業再生を支援する。

このため、内閣府、金融庁、中小企業庁は緊密に連携して以下の施策を実施することにより、両機関の機能及び連携を大幅に強化する。

（１）機構においては、以下の取組みを積極的に推し進め、中小企業の事業再生を支援する仕組みを再構築する。

① 中小企業の事業再生支援機能を抜本的に強化するため、専門人材の拡充を図る。

② 下記（３）のとおり、中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）や協議会との円滑な連携を図るため、企画・業務統括機能を強化するとともに、協議会との連携窓口を設置する。

③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを行うとともに、協議会では事業再生支援の実施が困難な案件を中心に積極的に取り組む。

④ デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図る。

（２）協議会においては、以下の取組みを行うことにより、その機能を抜本的に強化する。

① 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確立する。（標準処理期間を２ヶ月に設定。協議会ごとに計画策定支援の目標件数を設定し、２４年度に全体で３千件程度を目指す）

② 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。

③ 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う。

（３）機構及び協議会においては、以下の取組みを行うことにより、連携を強化する。

① 機構又は協議会が相談を受けた案件について、他方が対応した方が効果的かつ迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件の仲介等を行う。このため、機構と全国本部は連携して、相互仲介ルールを策定する。

② 事業再生支援機能の向上や上記（２）③の相談機能を実務面から支援するため、機構と全国本部は連携して、中小企業の経営状況の把握・

分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定を行い、それらを協議会とも共有する。

③　機構は、協議会が取り組む案件について、相談・助言機能を提供する。

④　機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材を紹介できる体制の構築を進める。

⑤　機構、協議会及び全国本部との間で、「連携会議」を設置する。

3．その他経営改善・事業再生支援の環境整備

金融機関によるコンサルティング機能の発揮にあたって、経営改善・事業再生支援を行うための環境整備も不可欠となっている。

このため、内閣府、金融庁及び中小企業庁は、以下の施策を実施する。

（1）各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、協議会と機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築する。

（2）地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と中小企業基盤整備機構が連携し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立を促進する。

（3）公的金融機関による事業再生支援機能を充実させるため、資本性借入金を活用した事業再生支援の強化について検討する。

（4）以上に加え、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討する。

企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

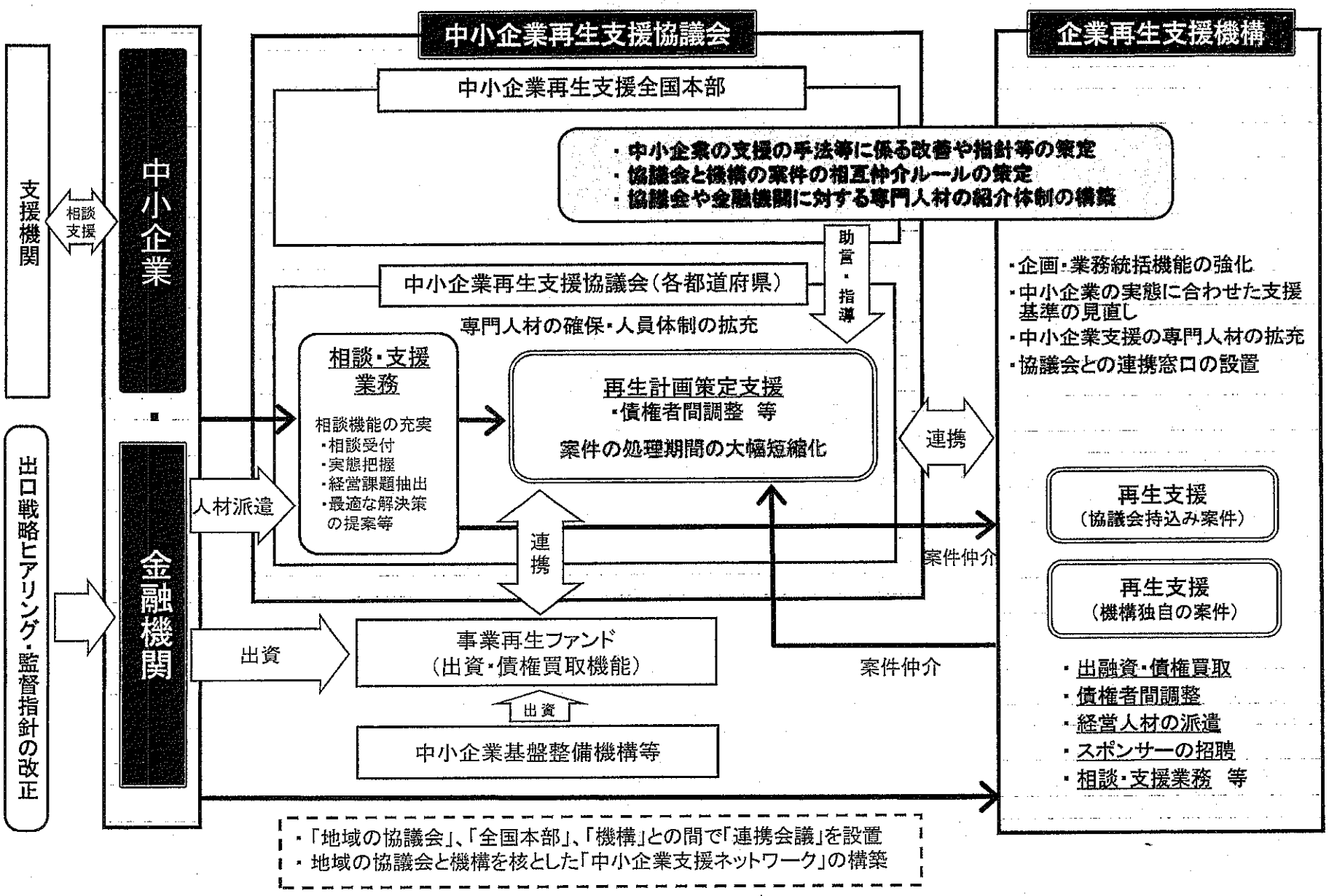

参考資料

24.5.18
理事会
支部長会合同会議資料

団体名
日本税理士会連合会
意見・懸念（まとめ）
TPPの方向性については日本経済の発展に資するものであるなら異論はないという立場。一方、税務業務がTPPの検討対象とされる場合には、税理士制度の存在意義そのものを損ねる可能性があり、大変危惧していることから、仮にTPP協定交渉に参加する場合には、税務業務はTPPの対象外としていただきたい。
主なコメント
○　TPPの方向性については、政府が進めている重要な施策であり、日本税理士会連合会として日本経済の発展に資するものであるなら異論はないという立場。
○　一方、税務業務がTPPの検討対象とされる場合には、税理士制度の存在意義そのものを損ねる可能性があり、大変危惧している。 　具体的には、我が国の現行税理士法では、弁護士及び公認会計士（双方とも資格を有する者を含む）は、税理士となる資格を有し、税理士登録すれば税理士業務ができるものと規定されている。このため、TPP等包括的経済連携により、弁護士及び公認会計士資格が他国と相互認証された場合、他国の弁護士・会計士が日本において弁護士・会計士登録を行うことにより、同制度により税理士登録が認められることとなる。このことは、日本国内における税務に関する専門家としての資質の検証が行われないまま税理士登録を行う者の増加に繋がりかねず、その結果、国民・納税者に不測の損害を与えるのみならず、歳入に重大な影響を及ぼす可能性がある。 　また、会計ではグローバル化が進んでいるが、税については日本の税理士と同様の制度を有している制度は少なく、グローバルな基準は存在していないという状況もある。 　こうした状況を踏まえ、我が国の民主主義を支える税制、財務を支える税理士制度を維持する観点から、仮にTPP協定交渉に参加する場合には、税務業務はTPPの対象外としていただきたい。
○　TPP協定交渉に税務業務が対象となった場合、「税理士法人に対する出資規制」がどのような取扱いになるかについても懸念がある。 　我が国では、税理士法人には日本の税理士有資格者のみが出資することと規定されているが、米韓FTAでは、外国側出資が発効後5年後には50%未満まで許容される。このため、同様の規定がTPP協定で規定されると、他国の税務業務に係る有資格者が税理士法人に出資できるようになる可能性がある。

平成 24 年 4 月 19 日

包括的経済連携（TPP/EPA 等）に対する意見

日本税理士会連合会

はじめに

平成 23 年 10 月に内閣官房は「包括的経済連携の現状について」を公表し、11 月の APEC において、日本政府は TPP に参加することについて参加国との協議に入ることを表明した。そして、平成 23 年 10 月の資料「TPP 協定交渉の分野別状況」において、TPP における交渉 21 分野のなかに「越境サービス貿易」が含まれていることが確認された。その中で、例えば医師、会計士、弁護士等といった「他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）に関し、医師等の個別の資格・免許については、現時点では議論されていない模様」と記述されていたが、平成 24 年３月の同資料では「他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）については、TPP 協定発効後に専門職の相互承認を関心国の間で議論するための枠組みについて検討されているが、医師等の個別の資格・免許を相互承認することについての議論はない。」とされた。

税理士業務が検討の対象とされる場合には、税理士制度の存在意義そのものを損ねる可能性もあり、大変危惧している。

我が国の現行税理士法は、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）、公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）は、税理士となる資格を有するものとされている（税理士法第３条第１項第３号、第４号）。そのため、仮に TPP 等包括的経済連携により弁護士あるいは公認会計士資格が他国と相互承認された場合、他国の弁護士・会計士が日本において弁護士・公認会計士登録を行うことにより、税理士法第３条第１項第３号、第４号により税理士登録が認められることになる。このことは、日本国内における税務に関する専門家としての資質の検証が行われないまま税理士登録を行う者の増加に繋がりかねず、その結果、国民・納税者に不測の損害を与えるだけでなく、歳入に重大な影響を及ぼす可能性がある。

１．各国の税務業務の現状

税理士法第 52 条（業務独占）により日本で税理士業務（税務代理・税務書類の作成・税務相談）を行うことができるのは、税理士・税理士法人・通知弁護士・通知弁護士法人に限られる。しかし、税理士制度を有する国は TPP 参加９ヶ国では日本とベトナムのみであり、日本との FTA を検討している韓国は税務

士制度を有しているが、弁護士・公認会計士も税務業務を行うことができるとされている。また米国では税務業務は基本的には自由業務であり、弁護士・公認会計士・EA（エンロールドエージェント）等が税務業務を行っている。

このように税務業務について、国により担う者が違うのは それぞれ構築しようとする租税制度が異なるからである。さらに言えば、国の社会体制や規模等は多種多様であり、当然ながら国家の財政基盤となる「税」についてはそれぞれ国の特性に合った仕組みがとられているのである。したがって、会計ではグローバル化が進んでいるが、税についてはグローバルな基準は存在しない。

２．税務業務はTPPの対象外とすべき

日本の租税制度は、主権者たる国民が自ら所得を計算し、申告を行うことにより税額を確定させ、その確定した税額を自ら納付するいわゆる申告納税制度を採用している。このことは、日本において「税」は国家の財政基盤というだけでなく、民主主義体制の根幹を成していると言える。それゆえ税理士制度は申告納税制度を通じて、国の存立基盤を税に求める民主主義国家を支えるという公共的使命を有しているのである（税理士法第１条）。この使命を果たすことが阻害されるような事態は到底受け入れられない。

平成23年10月に国家戦略室が公表した文書において、「個別に資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて、我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ、検討する必要がある。」と指摘されている。その意を理解し、TPP・EPA等の包括的経済連携交渉の場において、資格の相互承認が検討される場合、我が国の租税基盤である申告納税制度の理念に沿って行う税務業務は、その重要性を鑑み、TPPの対象外とすべきである。

《参考資料》TPP協定交渉の分野別状況「10．越境サービス貿易」〈抜粋〉

平成23年10月	平成24年３月改訂
（１）ルール（サービス貿易の一般的規制を定めるもの） 他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）に関し，医師等の個別の資格・免許については，現時点では議論されていない模様。	１．ルール（サービス貿易の一般的規制を定めるもの） （２）他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）については，TPP協定発効後に専門職の相互承認を関心国の間で議論するための枠組みについて検討されているが，医師等の個別の資格・免許を相互承認することについての議論はない。

（注）下線部は加筆。

以上

税理士制度について

①税理士の使命

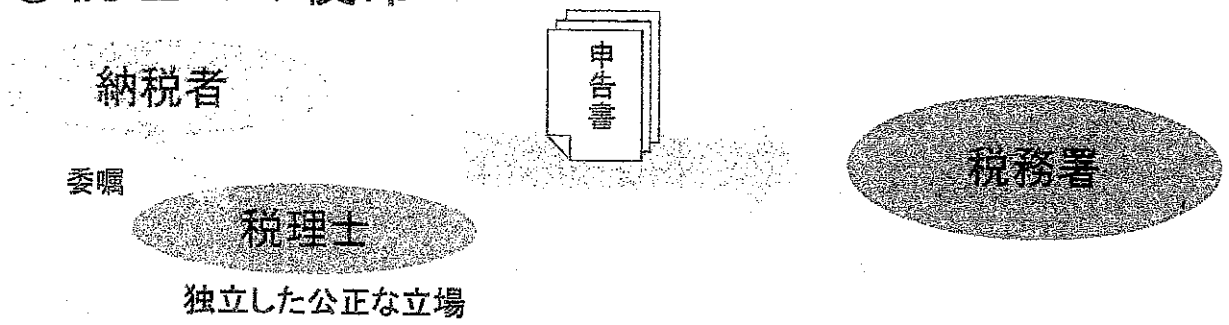

「税理士の使命」
税理士法第1条
「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

申告・納税制度

納税者自らが所得等の申告を行うことにより、税額を確定・納付（税制面における積極的な国民主権の表明）

憲法
第30条　国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

②税理士業務について

税理士の使命

税理士法1条

独立した公正な立場
納税義務の適正な実現

税理士業務

税理士法2条1項

- 税務代理
- 税務書類の作成
- 税務相談

税理士法52条

無償独占

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

- 昭和40年　東京高裁
  「営利の目的をもって行ったことなどを必要としないもの」
- 税理士法基本通達2－1
  「必ずしも有償であることを要しない」

たとえ、無償であっても税理士以外の者が税理士業務を行うことはできない

資格取得

税理士法3条，4条

- 試験合格者
- 科目免除者
- 弁護士有資格者
- 会計士有資格者

参考資料

24.5.18
理事会
支部長会合同会議資料

社会保障・税に関わる番号制度に対する意見

平成24年4月24日
日本税理士会連合会

1．はじめに・議論の前提

○ 番号制度の導入について

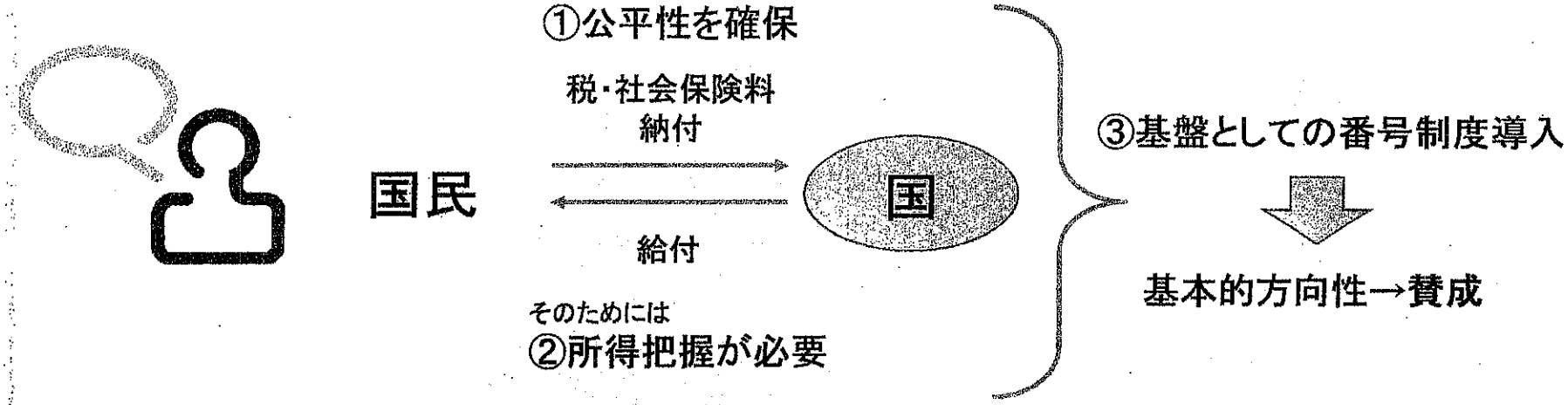

○ 社会保障と税の一体改革との関係

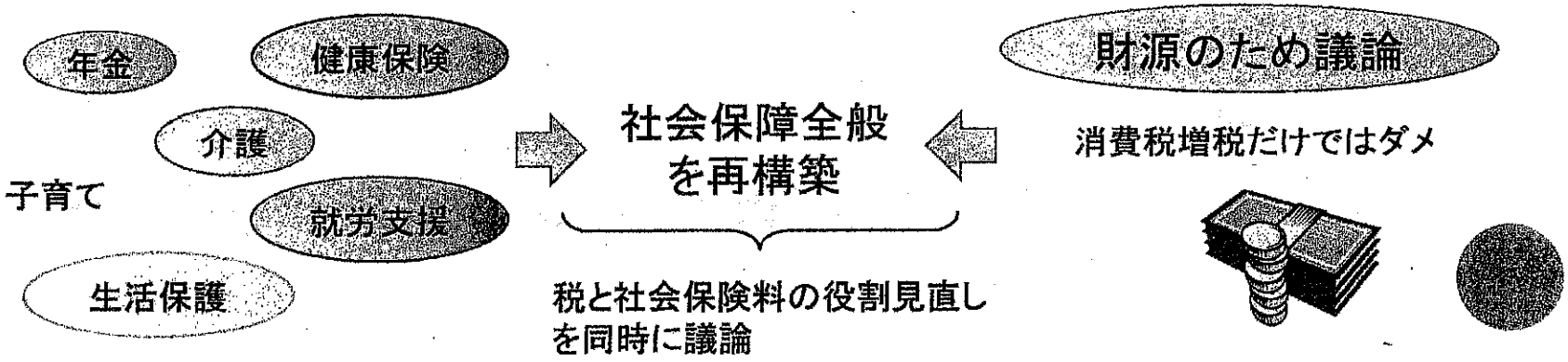

2. 利用範囲の拡大と時期について

大綱

（4）今後のスケジュール
エ　平成27 年（2015 年）１月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。
オ　平成30 年（2018 年）を目途にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討する。

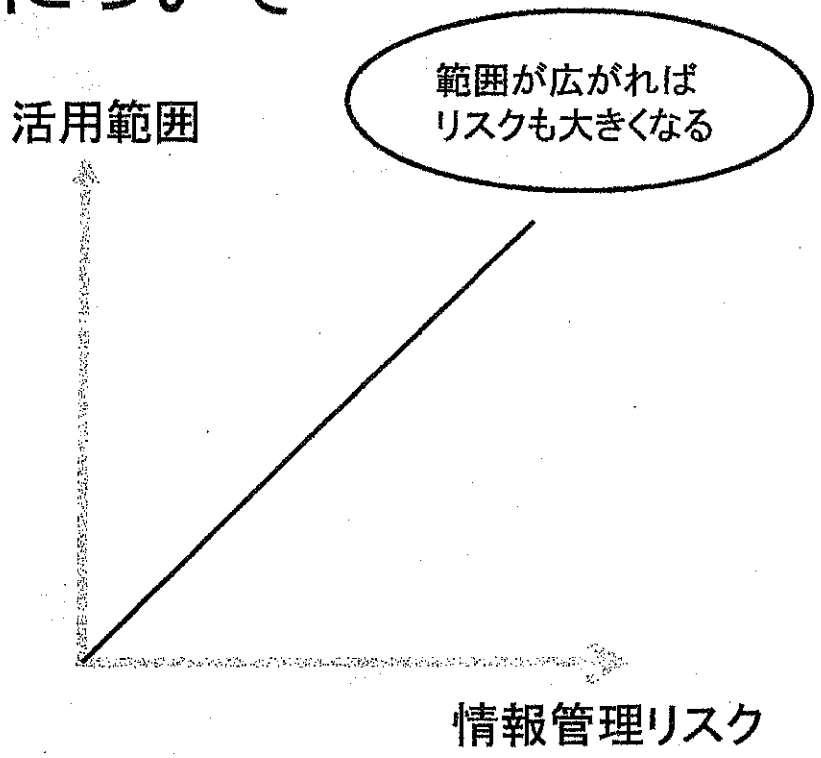

第１ステップ

- 社会保障・税番号制度が国民に定着
- 国が共通番号を使って情報管理することへの信頼

第２ステップ

- 第１ステップが実現したうえで、利用範囲の拡大の議論へ

3. マイ・ポータルの機能およびICカードについて

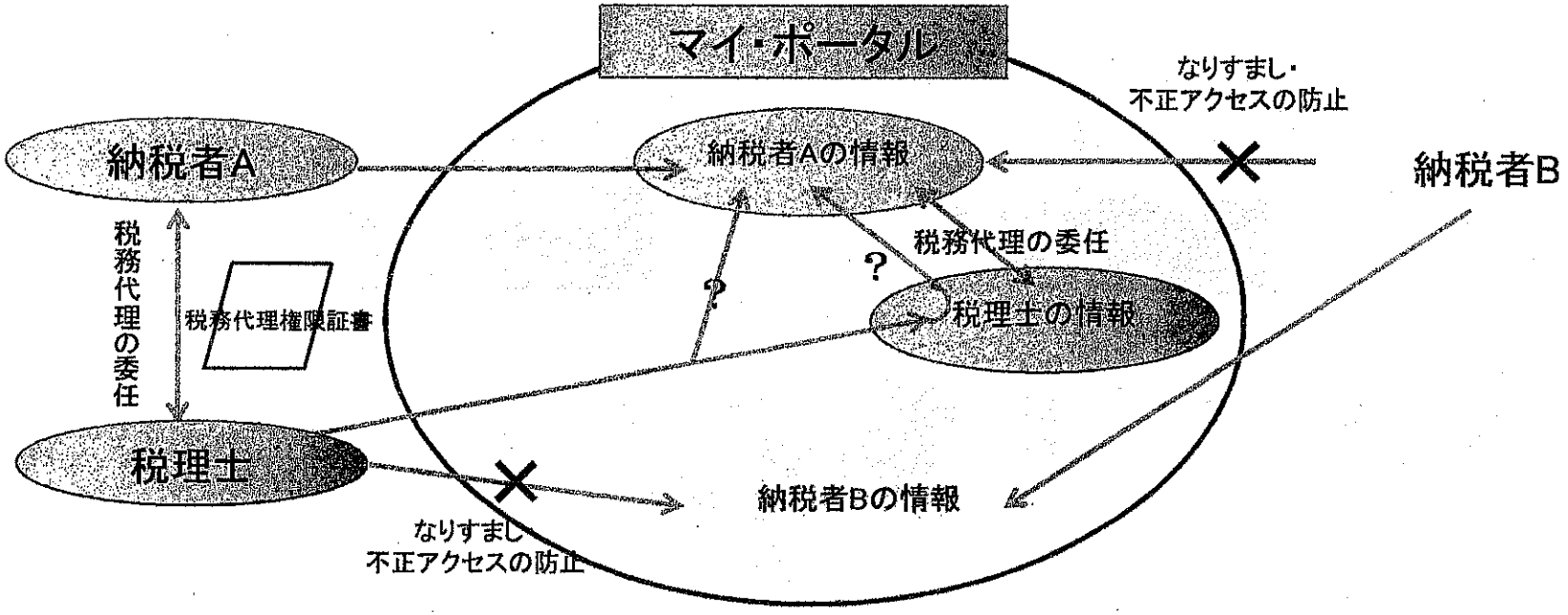

① マイ・ポータルの安全対策をより確実なものとすること

② マイ・ポータルにアクセスするためのICカードに「日税連が発行する電子証明書」を追加し、税理士が納税者の税務情報を閲覧できるようにすること

③「番号」取扱事業者である中小零細企業に事務負担が過重とならないこと

④ 導入コストの削減のため検討されている、マイ・ポータルの見送り、ICカードの代替については、なりすましや不正利用防止の観点から十分検討を要すべき

4. 目的外利用はしないこと

禁止　例）クレジットカード設定、買い物等の利用、消費者金融利用

税の分野では民ー民ー官の利用形態

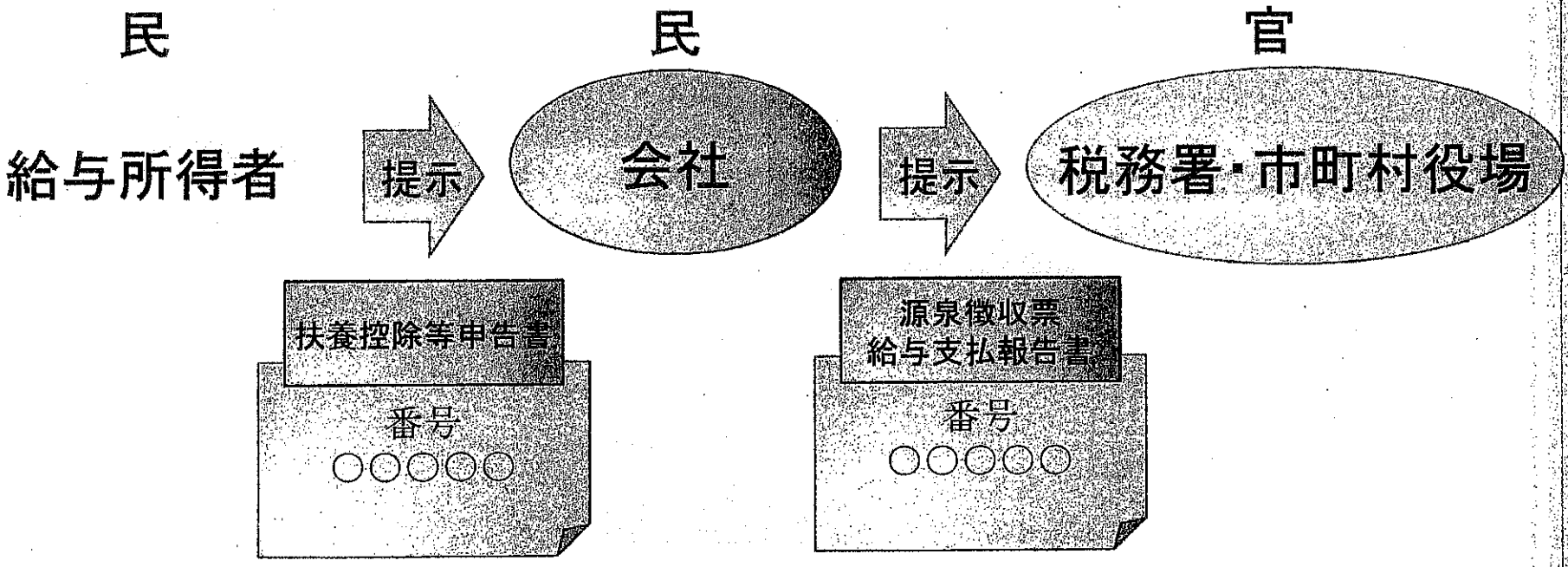

⇨ 現行の法定調書の項目で開始

5. 第三者機関および情報連携基盤について

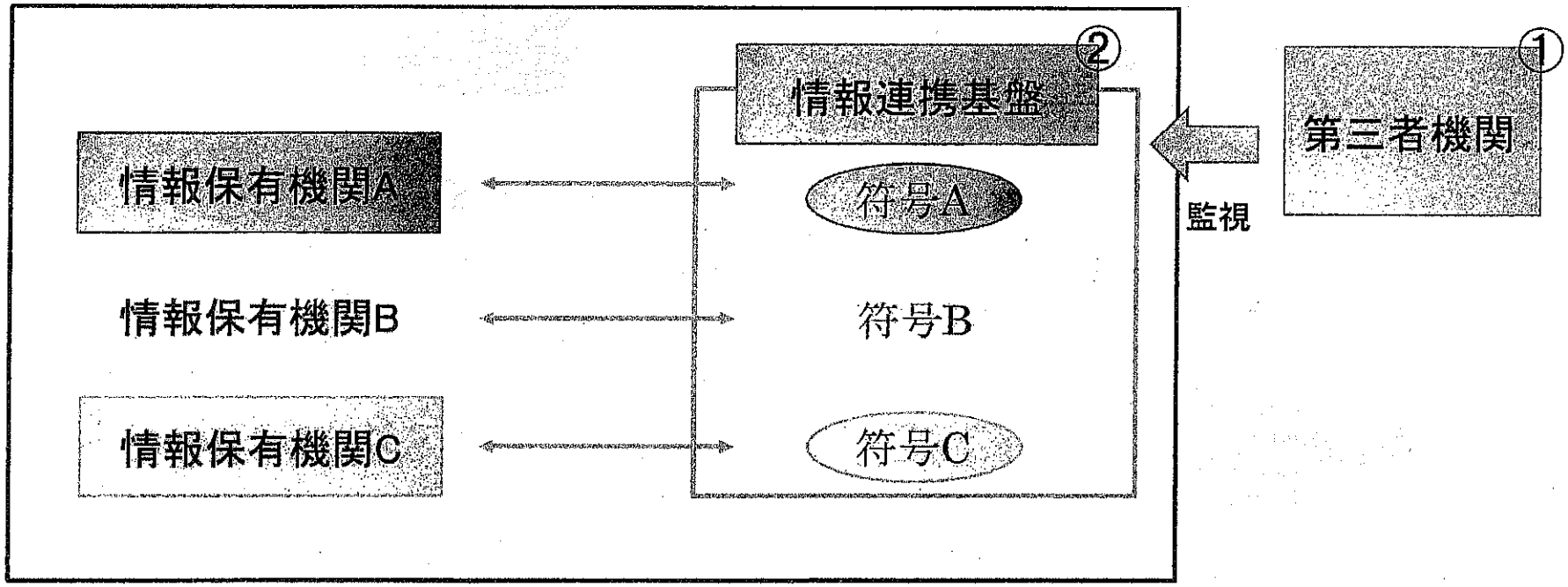

① 個人情報保護の要である第三者機関は、高い独立性と権限をもつ行政組織法第三条に基づく委員会とすること

② 情報連携基盤の運営機関について、独立性・透明性が確保されること

6. 税理士が行う電子申告との関係について

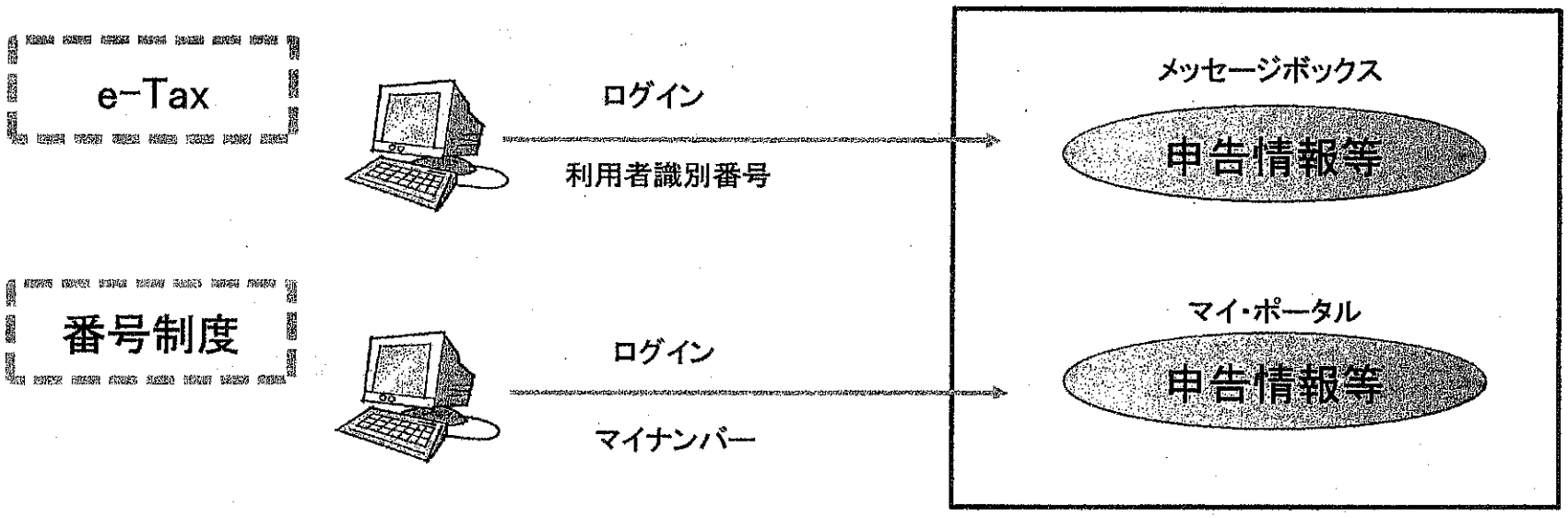

利用者識別番号 ―― マイナンバー

メッセージボックス ―― マイ・ポータル

役割が重複？
関係性を明確にすべき

7. 申告納税制度との関係について

納税者・税理士

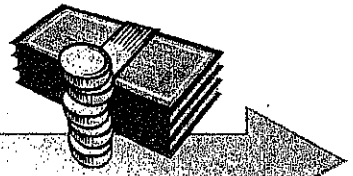

税務署等

「税理士の使命」
税理士法第1条
「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

電子申告、
税金の納付

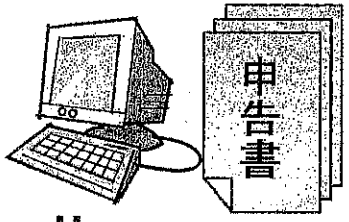

＝

憲法
第29条　財産権は、これを侵してはならない。
2　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
第30条　国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

申告納税制度

納税者自らが所得等の申告を行うことにより、税額を確定・納付（税制面における積極的な国民主権の表明）

番号制度 ⇒ あくまでも申告納税制度を補完する制度

報告事項
資料2号

24.5.18
理事会
支部長会合同会議資料

関信越税業発24第30号
平成24年5月18日

県連会長
各位
支部長

関東信越税理士会
会長　小林　健

『関東信越税理士会会長メールマガジン』の創刊について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、平成24年度基本方針に示す「適時的確な情報の開示・伝達」を行うべく、標題のメールマガジンを開設いたしました。

今後、会務活動を中心に、税理士法改正の状況、各部会からの報告事項、更には業界への影響が予想される社会・経済環境の変化などを、毎月提供してまいります。

関東信越税理士会の会員は、本会ホームページからアクセスし購読手続きを行っていただくことにより、会員指定のメールアドレスに直接情報を受信することができます。

是非とも一人でも多くの会員のみなさまに購読をいただきたく、会員への周知方をお願い申し上げます。

なお、手続きは別紙操作手順を参考にご案内をいただきますようお願い申し上げます。

『関東信越税理士会会長メールマガジン』購読受付について

『関東信越税理士会会長メールマガジン』の創刊に向け、本会ホームページから購読の受付を開始しております。操作手順は以下のとおりです。

申込を完了されますと、ご指定のメールアドレスに登録完了の通知メールが届き、購読が可能となります。

〔操作手順〕

1．本会ホームページの画面右「おすすめコンテンツ」から

関東信越税理士会 会長メールマガジン

のバナーをクリック。

2．購読申請画面の申請区分から目的に応じた区分（◎新規 ○変更 ○解除）を選択し税理士登録番号を入力。

※登録番号は、関東信越税理士会以外の所属会員には対応しておりません。

3．【確認】をクリックすると、パスワードとメールアドレスの入力画面に切り替わりますので、

パスワードは半角英数字 10 文字以内

メールアドレスはメルマガを受信するメールアドレス　を入力。

4．【登録】をクリックすると、確認メッセージが表示され【OK】をクリックすると登録完了となります。

このバナーから
購読申請画面に
お入りいただけます。

講読者側の操作（講読申請画面）

トップページ画面右に表示される、『関東信越税理士会会長メールマガジン』のバナーをクリックしていただくと、以下のような画面が表示されます。

本画面では、まず目的に応じた【申請区分】を、以下の中から選択します。

3) 新規

未登録の方が、メールマガジンの講読を開始するとき。

4) 変更

登録済の方が、メールアドレスの変更を行なうとき。

5) 解除

登録済の方が、メールマガジンの講読をやめるとき。

次ページ以降、それぞれのケースの操作方法についてご説明いたします。

a. メールマガジンの講読を開始するには

1) 講読申請画面の【申請区分】にて、【新規】を選択します。

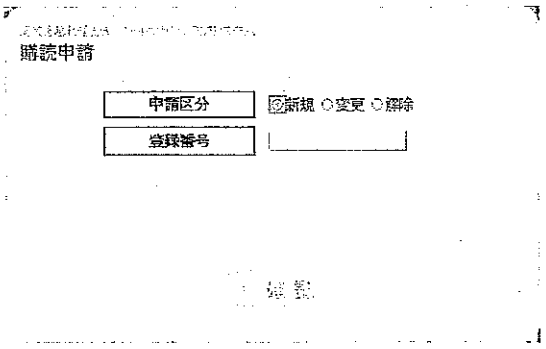

2) 【登録番号】に、会員の登録番号を入力します。

※ 所属コードは入力せず、番号のみを入力してください。(悪い例:sa100)

※ 登録番号のはじめに「0」を入れないでください。(悪い例:0100)

※ 関東信越税理士会以外の所属の方の登録番号には対応しておりません。

3) 【確認】ボタンを押すと、認証後、次のような画面に切り替わります。

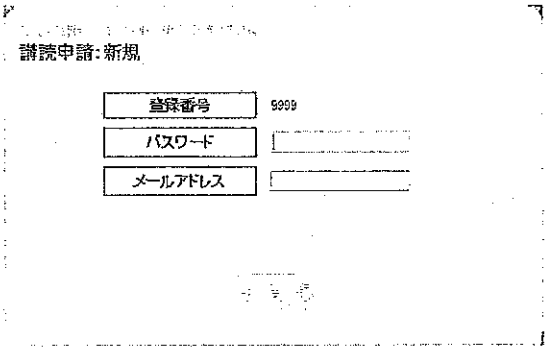

【パスワード】は、後でメールアドレスを変更する場合や、講読を解除する際に必要となります。半角英数字 10 文字以内で入力してください。

【メールアドレス】には、メルマガを受信するメールアドレスを入力してください。

4) 【登録】ボタンを押すと、確認メッセージが表示されますので、【OK】を押すと、登録完了となります。なお、自動的に登録完了メールが配信されますので、メールが届いていることをご確認ください。

日時　平成24年6月19日（火）
15時 00分～
場所　ホテル　ガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　県税事務所長あいさつ

4　税務署からの連絡事項

（1）　e-Ｔａｘの普及・拡大等について　（総務課）

○別添１「日本税理士会連合会電子認証局発行の電子証明書等によるｅ－Ｔａｘのご利用について」参照

○別添２「おうちで作成ネットで申告ｅ-Ｔａｘ」参照

（2）　関与先名簿等の提出について　（総務課）

（３）　平成 24 年度 税務職員採用試験（普通科第一コース）について　　（総務課）

○別添３「平成 24 年度税務職員採用試験（税務大学校普通科第一コース入校案内）」参照

（４）平成 24 年分予定納税額の通知書の発送について　　（管理運営部門）

イ　通知書発送日・・・平成 24 年　6 月 15 日（金）

ロ　納期限及び振替日
第一期分・・・平成 24 年　7 月 31 日（火）
第二期分・・・平成 24 年 11 月 30 日（金）

ハ　減額承認申請書の提出期限
第一期分・・・平成 24 年　7 月 17 日（火）
第二期分・・・平成 24 年 11 月 15 日（木）

＊ 発送については、局一括予定です。

添付書類

1　日本税理士会連合会電子認証局発行の電子証明書等によるｅ－Ｔａｘのご利用について　（総務課）

2　おうちで作成ネットで申告ｅ-Ｔａｘ　（総務課）

3　平成 24 年度税務職員採用試験（税務大学校普通科第一コース入校案内）　（総務課）

別添1

関東信越国税局
総務部　企画課

日本税理士会連合会電子認証局発行の電子証明書等によるe-Taxのご利用について

日本税理士会連合会電子認証局発行の電子証明書については、平成25年３月末が有効期限となっており、現在発行されている電子証明書は、平成25年３月31日をもって使用できなくなります。

※　日本税理士会連合会では、日本税理士会連合会電子認証局を閉局し、次期の電子証明書については外部に委託し、平成24年８月から新証明書の発行を開始することとしています。

なお、国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用の際には下記１の事項にご注意いただくようお願いいたします。

また、e-Taxシステム等は下記２のとおりシステム修正が予定されています。

１　e-Taxご利用に当たっての注意事項

（１）電子証明書の更新作業

新証明書によるe-Tax利用の際には、e-Taxに登録している電子証明書の更新作業が事前に必要になりますのでご注意ください。

※　e-Taxソフトでの更新作業については、メニューボタンの「利用者情報登録」→「電子証明書登録・更新」から行います。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

他の財務会計ソフトをお使いの場合は、マニュアル等ご参照ください。

（２）旧証明書でのe-Tax利用

旧証明書の有効期限（平成25年３月31日）までは利用可能ですが、e-Taxに登録している証明書で署名したもののみが送信可能となります。

２　e-Taxシステムの修正

新証明書での利用を可能とするため、次のシステム修正を行います。

（１）e-Taxソフト及びe-Taxソフト（WEB版）

平成24年６月サービス開始予定

（２）国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

平成25年１月サービス開始予定

新たに発行される電子証明書の発行について

新証明書の発行については、８月上旬から申込書類の発送を開始し、申込書の提出を受けた会員から順次、新証明書が発行される予定となっています。

なお、関東信越税理士会所属の会員に対しては、平成24年８月下旬に新証明書発行申込書類が発送される予定となっています。

国税庁

別添2

おうちで作成 ネットで申告 e-Tax

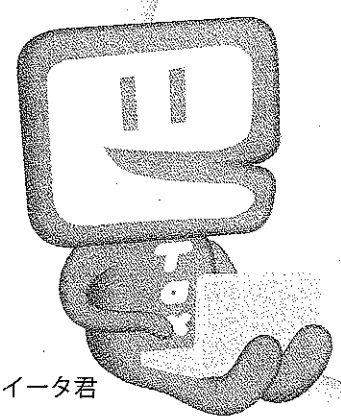

イータ君

おうちから申告・納税できちゃいます！

e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

- 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます（確定申告のほか、中間申告、予定申告を含みます。）。
- 法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

- 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィス等から納付できます。特に利用回数の多い手続に便利です（源泉所得税の毎月納付手続等）。

e-Taxを利用すると・・・

- 所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、法定申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）。
- 所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院等の名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。
- e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です。
（証明書は電子ファイルでの交付のほか、書面での交付もできます。）

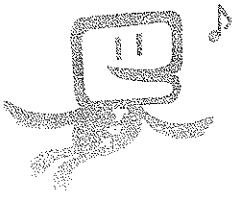

e-Taxを利用するには・・・

STEP 1　電子証明書等の準備

① e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

e-Taxでは、市区町村窓口で発行する「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書、登記所が発行する「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書のほか、民間発行機関等が発行する電子証明書がご利用いただけます（具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。）。

※ 税理士等が税務書類（データ）を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。
※ 給与等の所得税徴収高計算書及び電子納税用データ（納付情報登録依頼）の送信については、電子署名は不要です。
※ e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。

② 利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。

※ 利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認の上、家電販売店等でお買い求めください。

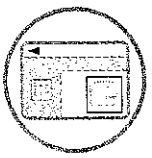
電子証明書

ICカードリーダライタ

STEP 2　利用者識別番号の取得

e-Taxを利用するには、利用者識別番号等が必要です。初めてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得してください。
e-Taxの開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。

STEP 3　電子証明書の登録（初期登録）

「e-Taxソフト」、「確定申告書等作成コーナー」または「e-Taxソフト（WEB版）」から、電子証明書の初期登録を行ってください。

- 個人の方の所得税及び消費税の確定申告については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告等データをe-Taxを利用して送信できます。
- 一部の手続（給与所得の源泉徴収票等の法定調書、給与等の所得税徴収高計算書、納税証明書交付請求及び納付情報登録依頼）については、e-Taxホームページの「e-Taxソフト（WEB版）」で作成し、e-Taxを利用して送信できます。
- 「e-Taxソフト」は、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

e-Taxの利用可能時間▶月曜日～金曜日 午前8時30分～午後9時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
ただし、平成24年5月28日（月）～31日（木）、8月28日（火）～31日（金）、11月27日（火）～30日（金）については、午前8時30分～午後10時30分までご利用いただけます。
※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570－01（e－コクゼイ）－5901）※お間違いのないよう、十分にご確認の上、おかけください。
▶月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関する問い合わせに、電話で対応する専用窓口です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
www.e-tax.nta.go.jp
イータックス　検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）等、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

平成24年4月

リサイクル適合A
この部分は、用紙用の紙へリサイクルできます。

別添3

平成24年度　税務職員採用試験

（税務大学校普通科第一コース入校案内）

国税庁・税務大学校

国は、「社会保障」「教育」「公共事業」をはじめ、さまざまな仕事を行っています。日本の予算は、平成24年度で、90兆3,339億円という膨大な金額にのぼっていますが、その約47%が税金でまかなわれているのですから、税金に関する仕事は国にとって非常に重要なものです。

この重要な税務行政に関する仕事に携わっているのが税務職員です。

税務職員には、仕事の性質上豊かな人間性と高度の専門知識が要求されます。このため、税務職員採用試験に合格し採用された方は、全員が税務大学校に入校し、税務職員としての教養と必要な専門知識を習得するため、約１年間の研修（普通科第一コース）を受けることになっています。

【研修内容】

税務大学校普通科第一コースでは、税法、会計学及びそれに関連する法律科目や経済学など、幅広い分野の研修を行っており、具体的な内容については下表のとおりです。

法律・経済などの科目の講義は著名な大学教授などが、税法・公務員法などの科目の講義は研修所の教育官がそれぞれ行います。

学費は不要で、、研修期間中も国家公務員として給与が支給されます。

○普通科第一コースのカリキュラム（内容は平成24年度のものであり、変わる場合もあります。）

科　　目	時間数
税法科目 税法入門、国税通則法、所得税法、資産税法、法人税法、消費税法、酒税法、その他の間接税法、国税徴収法	315
実務科目 実務講義、実地研修、	241.5
会計科目 簿記会計学	127.5
その他の科目 班別活動、公務員法、特別講義	264
法律・経済科目等 法学入門、憲法、民法、商法、刑法	426
合　　計	1,374

【学寮生活】

普通科第一コースは、全寮制をとっており、全員が学寮生活をすることになります。

各研修所の学寮は、いずれも閑静な環境に恵まれ、食堂・浴場の設備はもちろん体育設備などもあり、快適で充実した生活が送れるようになっています。

【普通科第一コース卒業後】

普通科第一コースを卒業すると、採用された国税局管内の各税務署（沖縄国税事務所採用者は東京国税局管内の税務署）に配属され、約１年間の実務を経験した後、再び税務大学校で約３か月間の研修（初任者基礎研修）を受けます。

また、初任者基礎研修修了後は、採用された国税局管内の各税務署において、国税に関する調査や徴収などの事務に従事します。

なお、各国税局（沖縄国税事務所）管内で、随時転勤があります。

（注）普通科第一コース卒業後の内容については、平成23年度採用者のものであり、変わる場合もあります。

【給　与】

○普通科第一コース入校期間中の給与

月額157,434円（地域手当を含みます。）となります。そのほか、期末・勤勉手当が支給されます。

○普通科第一コース卒業後の給与

税務職員は、仕事の性質上、高度の専門知識・技能を必要としますので、一般の行政職員より優遇されており、普通科第一コース卒業時には、月額181,256円（地域手当を含みます。）となります。そのほか、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。また、期末・勤勉手当（約3.95か月）も支給されます。

（注）給与の額は、いずれも東京都23区内に勤務した場合の額です。（平成24年4月1日現在）

【平成24年度税務職員採用試験の概要】

受験資格	高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者
試験の程度	高校卒業程度
申込受付期間等	●**インターネット申込期間：平成24年6月26日（火）から7月5日（木）** ※インターネット申込専用アドレス　http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html ●**郵便又は持参による申込期間：平成24年7月2日（月）から7月10日（火）** ※インターネット申込みができない場合は、第1次試験地を管轄する人事院地方事務局に郵送又は持参により申込書を提出します。 ※できるだけ郵送でお申込みください。なお、郵送の場合は平成24年7月10日(火)までの通信日付印有効。 ★採用を希望する地域の試験を全国のどこの試験地でも受験することができます。
試験日等	●第1次試験〔①基礎能力試験　②適性試験　③作文試験〕 （試　験　日）平成24年9月9日(日) （合格発表日）平成24年10月11日(木)　※人事院各地方事務局(所)で発表 ●第2次試験〔①人物試験　②身体検査〕 （試　験　日）平成24年10月18日(木)～10月25日(木)のうち指定する日 （合格発表日）平成24年11月20日(火)　※人事院各地方事務局(所)で発表

【入校予定研修所等】（入校予定研修所については、平成24年度採用者のものであり、変わる場合もあります。）

採用希望地域	入校予定研修所		卒業後の配属予定局
	平成24年4月～平成25年1月	平成25年1月～平成25年3月	
北海道	関東信越研修所	札幌研修所	札幌国税局
東北	関東信越研修所	仙台研修所	仙台国税局
関東甲信越	東京又は関東信越研修所		東京又は関東信越国税局
東海北陸	名古屋研修所		名古屋又は金沢国税局
近畿	大阪研修所		大阪国税局
中国	名古屋研修所	広島研修所	広島国税局
四国	大阪研修所		高松国税局
九州	名古屋研修所	熊本研修所	福岡又は熊本国税局
沖縄	東京研修所		沖縄国税事務所

【普通科第一コース実施研修所の所在地】

札幌研修所	札幌市西区八軒五条西8－1－1
仙台研修所	仙台市青葉区角五郎2－12－18
関東信越研修所	埼玉県朝霞市栄町5－9－9
東京研修所	千葉県船橋市行田2－6－5
名古屋研修所	名古屋市緑区篠ノ風3－253
大阪研修所	大阪府牧方市香里ヶ丘10－1－11
広島研修所	広島市佐伯区楽々園5－15－1
熊本研修所	熊本市東区東本町16－1

【その他】

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、税務職員採用試験に関する採用案内を掲載しています。また、各国税局のコーナーでは、先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

平成２４年6月１９日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長　　渡辺　実
副支部長　　萩原　直幸
業務部長　　堀越　雄司

関東信越税理士会熊谷支部・熊谷商工会議所・深谷商工会議所共催
「夏季融資相談会（一日公庫）」開催について

平素は支部業務部活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、東日本大震災や急激な円高により景気が悪化している経済状況のなか、厳しい経営環境にある中小企業に対し、下記のとおり熊谷商工会議所および深谷商工会議所との共催、日本政策金融公庫熊谷支店・熊谷市・深谷市の後援で、「夏季融資相談会（一日公庫）」を熊谷地区・深谷地区の２ヵ所で開催することとなりました。つきましては相談会開催案内通知を顧問先様へ配布し、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

（熊谷地区）　日　　時　平成２４年７月１１日（水）
午前9:３０～１２:００、午後１:００～５:００
開催場所　熊谷市立商工会館（熊谷商工会議所）
住所　熊谷市宮町２－３９

（深谷地区）　日　　時　平成２４年７月１２日（木）
午前１０:００～１２:００、午後１:００～４:００
開催場所　深谷市産業会館　（深谷商工会議所）
住所　深谷市仲町２０－１

相談会開催案内通知　　別紙のとおり

（お問い合わせ先）
日本政策金融公庫熊谷支店
熊谷市宮町２－４５　担当　兒嶋・八田
TEL　　０４８－５２１－２７３１
FAX　　０４８－５２２－５９３１

日本政策金融公庫
事業資金 利子補給一覧

自治体の利子補給と公庫の制度は併用可能！！

24年度

	対象地区	年間支払利息に対する補給割合	補給上限額	受給要件	申請期限	申請窓口
熊谷市役所	熊谷市	25%	—	経営革新計画、農商工等連携事業計画、地域産業資源活用事業計画の承認・認定を受けている企業。 貸付元金1000万円まで。補給期間は5年間。	その都度	熊谷市役所
鴻巣市役所	鴻巣市	10%	—	設備資金で、貸付元金1000万円まで。5年分をまとめて支給。	1月末	鴻巣市商工会
秩父市役所	秩父市	20%	10万円		1月末	秩父商工会議所
深谷市役所	旧岡部町	残高の0．5%	—	平成18年12月31日までに融資を受けた人	1月末	岡部町商工会
長瀞町役場	長瀞町	年利1%以内	—		1月末	長瀞町商工会
東秩父村役場	東秩父村	15%	10万円		1月末	東秩父村商工会
横瀬町役場	横瀬町	20%	10万円		1月末	秩父商工会議所
寄居町役場	寄居町	20%	—	設備資金で、貸付元金500万円まで。補給期間は3年間。	1月末	寄居町商工会
小鹿野町役場	小鹿野町	15%以内	10万円		12月末	西秩父商工会
皆野町役場	皆野町	残高の0．4%	10万円	皆野町商工会会員に限る。	1月末	皆野町商工会

日本政策金融公庫
教育資金 利子補給一覧

	対象地区	補給割合	補給上限額	受給要件	申請期限	申請窓口
深谷市役所	深谷市	2%	—	深谷市に1年以上居住していること。 市税を滞納していないこと。	2月26日	深谷市役所 教育総務課

＊利子補給は毎年議会での承認により、変更されることがあります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

夏季融資相談会（一日公庫）のご案内

関東信越税理士会熊谷支部では、顧問先のみなさまの資金需要に迅速に対応する狙いで、「夏季融資相談会」を開催いたします。公庫の融資担当者が、個別ブースを利用し、その場でご融資の相談を承ります。ご融資をご検討中の方は、ぜひこの機会にご相談ください。ご相談を希望される方は、下記申込書に必要事項をご記入のうえ、各相談会前々日までに会計事務所あてにＦＡＸでお申込くださいますようお願いいたします。

＜熊谷地区＞

☆開 催 日　平成２４年７月１１日（水）

☆時　　間　午前９：３０～午後５：００

☆会　　場　熊谷市立商工会館（熊谷商工会議所）

＜深谷地区＞

☆開 催 日　平成２４年７月１２日（木）

☆時　　間　午前１０：００～午後４：００

☆会　　場　深谷市産業会館（深谷商工会議所）

※　当日お部屋をご案内いたしますので、１階商工会議所受付にお越しください

	セーフティネット貸付	企業活力強化貸付	環境・エネルギー対策貸付
ご利用対象者	資金繰り等資金の調達を必要とする方（　今あるお借入の一本化も検討可能　）	ステップアップのための設備資金等を必要とする方 ※対象になる業種・設備投資される内容や地域により利率が異なります。	太陽光パネルの設置・ハイブリッド車や電気自動車の購入等、省エネ・環境対策をされる方 ※具体的なお使いみちにより利率が異なります
ご融資額	４，８００万円以内	７，２００万円以内（うち運転資金４，８００万円以内）	７，２００万円以内（うち運転資金４，８００万円以内）
ご返済期間	運転資金　８年以内 設備資金　１５年以内	運転資金　７年以内 設備資金　２０年以内	運転資金　７年以内 設備資金　１５年以内
利　率(※)	年０．４５～３．１％	年０．０５～４．０％	年０．０５～４．０％

※ご返済期間、お使いみち、担保・保証等により異なる金利が適用されます。利率は平成２４年６月１３日現在です。

※ご相談の結果、お客様のご希望に添えない場合もございます。

【ご持参いただく資料】確定申告書及び決算報告書２期分、試算表、借入明細、社判・印鑑など

会計事務所名

共催　○ 熊谷商工会議所・深谷商工会議所

後援　○ 熊谷市・深谷市

○ (株)日本政策金融公庫 熊谷支店

「夏季融資相談会（一日公庫）」申込書　(相談会前々日〆切)　※　事前のご予約が必要となります。

法人名　または　商号			
代表者名			
ご住所	ご連絡先		（　　）
相談希望時間		午前　・　午後　　：　　頃　～３０分程	
会場(○印をおつけ下さい)		熊谷市立商工会館	深谷市産業会館
相談内容等		１　制度説明　２　融資相談　３　融資申込	

お客さまの情報の利用目的

この「ご相談カード」によりご提供いただきました情報の利用目的は次のとおりといたします。

１　お客さまご本人の確認（融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。）

２　アンケートの実施等による調査・研究及び参考情報の提供。

３　融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等（任意）※　金融公庫が、前３の利用目的で利用することに同意しません。　□

信頼と安心を、明日のために

（株）日本公庫国民生活事業からのご案内

（株）日本政策金融公庫は、全額政府出資の政府系金融機関で、昔の「こくきん」でございます。お気軽にご相談ください。

① **当公庫を利用しても信用保証協会の保証枠には影響ありません。**
・すべてプロパー融資であり、保証協会は付きません。
・信用保証料の費用負担（０．４５～２．２%）も発生しません。

② **運転・設備ともに全期間が固定金利となります。**
・ご契約時に決定した金利がご完済まで変動しませんので、安心して返済計画をたてられます！
・金利上昇局面では、変動金利に比べてコスト的にお得です。

③ **ご利用時の事務手数料等のご負担はゼロです。**
・ご契約書にお貼りいただく収入印紙代（税金）、印鑑証明等の取得費用、ご指定のお口座への送金手数料のみご負担いただきます。
・ご利用後の繰り上げ返済手数料も掛かりません。

④ **不動産担保設定時の登録免許税が原則非課税となります。**
担保の提供をご検討いただける場合、担保設定時の登録免許税（設定額×４／１,０００）がかかりません。
例：３,０００万円の根抵当権設定の場合、１２万円の税が免除されます。

⑤ **民間銀行の補完機能をもつ政府系金融機関であり、銀行からの借り入れ枠とは別枠になります。**
・お借入につきましても、１行取引に比べ、リスク分散ができます。

⑥ **運転資金として妥当な範囲であれば、現在ある借入を含めてのおまとめ融資のご相談も承っております。** 長期資金、短期資金（１回払など）双方、弾力的に対応いたします。

⑦ **投資信託・定期預金等他の金融商品の販売・勧誘はございません。**

⑧ **財務診断、経営分析、事業者向けﾒｰﾙﾏｶﾞｼﾞﾝ等の各種サービスが無料で受けられます。**
全国に顧客ﾈｯﾄﾜｰｸがあり、得意先開拓などの顧客マッチングサービスも実施しております。

ぜひ、前向きなご検討をお願いいたします！！